

静岡県告示第542号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和3年6月8日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

水川西 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
榛原郡	川根本町	水川	西	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた区域
				732-1 1号
				732-1 2号
				721-3 3号
				721-3 4号
				719-1 5号
				748 6号
				705-3 7号
				699 8号
				760-2 9号
				758 10号
				752 11号
				741 12号
738-2 13号				